

チリ共和国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年10月31日13生産第5599号生産局長通達）一部改正(案)新旧対照表
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>チリ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則</u> <u>植物防疫法施行規則別表2の付表第38のチリから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第193号。以下「告示」という。）1の（1）に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（2）に規定するものに係る植物検疫の実施については、チリの指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成26年2月7日25消安第5248号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</u> 1 くん蒸施設 告示5の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満たすものとされている。 （1）～（5）（略） （削る。）	<u>チリ共和国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則</u> <u>チリ共和国産さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成13年10月31日農林水産省告示第1443号（チリ共和国から発送されるビング種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満たしているものとする。 （1）～（5）（略） 2 <u>こん包及びこん包場所</u> （1）<u>こん包</u> 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。 ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものを使用すること。 イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装材料（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> （2）<u>こん包場所</u> 告示6の（2）のこん包場所は、消毒終了後にこん包される場合には、次の条件を満たしているものとする。 ア <u>くん蒸施設に接続して設置しており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリングの侵入を防止するための設備が</u>

2 くん蒸施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5のくん蒸施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、チリ植物防疫機関が行う日本向け生果実のくん蒸施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (略)

3 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の消毒の実施の確認について、次により、原則として、チリ植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示5の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) (略)

イ 告示5の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(エ) (略)

(2) 検査の実施の確認

ア 植物防疫官は、告示6の検査の実施の確認について、生果実のこん包数の2パーセント以上について、チリ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングがないことを確認するものとする。

イ 植物防疫官は、アの確認の結果、コドリングが発見されたときは、コドリングが付着した原因についてチリ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ (略)

4 こん包施設

告示7のこん包施設は、チリ植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、その施設名、場所、所有者名及び指定年月日を記載した一覧表が作成され、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。

あること。

イ 消毒済みさくらんぼ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、チリ共和国植物防疫機関が行う日本向けさくらんぼ生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (略)

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、チリ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) (略)

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(エ) (略)

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の2パーセント以上について、チリ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングがないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の実施の確認の結果、コドリングが発見されたときは、コドリングが付着した原因についてチリ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ (略)

(新設)

5 表示

告示9の輸出植物検疫終了の表示は次の（１）の様式、仕向地の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

（１）（略）

（２）仕向地の表示

FOR JAPAN

6 輸入検査

（１）植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

（２）植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示8の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合、又はこん包が破損若しくは開封されている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

（３）（１）及び（２）以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

（４）植物防疫官は、コドリングが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、コドリングが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ コドリングが付着した原因について、チリ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

（１）（略）

（２）仕向地の表示

F O R J A P A N

6 輸入検査

（１）輸入検査は、輸入港において、当該さくらんぼ生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

（２）植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の（３）の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

（３）（１）及び（２）以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

（４）コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ コドリングが付着した原因について、チリ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。